

障がい者に対する相談支援体制強化に向けた 再編（公募による委託化）について（案）

平成26年5月16日
熊本市健康福祉子ども局
障がい保健福祉課

現行の本市における相談支援体制の課題

- ① 補助事業である(公募でない)ことから、公平性の観点から適当でない。
- ② 区によって偏在が見られ、配置が適正でない。
※ 中央区4、東区2、西区1、南区4、北区4
- ③ 事業所の多くが母体施設が主たる対象とする障がい種別を中心に対応しており、全ての障がいを総合的に支援できる事業者が少数に留まる。
- ④ 事業所の半分以上は母体施設内に設置又は隣接しており、母体施設の利用者が7割を超える事業者があるなど、地域に開かれた事業所となっていない。
- ⑤ 障害者相談支援事業については、十分な基本相談支援を行える体制となっていない。
 - ・1事業所当たり2名以上の人員を配置する(非常勤含む)こととなっているが、大半の事業所は常勤職員が1名であり、複数人配置している事業所も同法人内の他事業と兼務する者があるなど、実質1事業所当たり約1.5人の体制という現状。
 - ・サービス等利用計画等の作成・モニタリングを行う指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定も同時に受けている事業者が大半であり、当該各事業者の人員と障害者相談支援事業者の人員が同様である(切り分けをしていない)ことから、一般的な相談支援を行う体制が不十分。
- ⑥ 各区役所に配置する障害者ケアマネジメント従事者については、本来的には障がい者相談支援事業者に対する専門的な指導、助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図るものであるところ、ケアマネジメント従事者が各区役所に分散されていること等もあり、そうした役割を果たすまでには至っていない。
※ 障害者ケアマネジメント従事者数 H25年度7人(中央2、東1、西1、南1、北2)
- ⑦ 相談支援事業所における相談支援専門員の体系的な研修システムなど、支援スキル(ケアマネジメント技術)向上の機会が少ない。

相談支援事業の重点化に向けた取り組み

現行の1箇所当たり約1.5人体制の計15箇所の事業所について、区ごとの適正配置及び地域の総合相談窓口としての機能強化の観点から、他都市における相談支援事業所の対人口比の事業所数及びその人員配置状況も踏まえ、以下のとおり相談支援事業の重点化を行う。

【重点化に向けた取組】

・障がい種別・年齢別によらない対応を基本

様々な障がい種別や障がい児・者の区別なく、総合的に対応可能な人員配置を検討していただく。

・母体施設敷地(隣接地含む)外に事業所を設置することを基本(地域に開かれた事業所)

平成26年度補正予算要求時(9月)に法人本体施設からの移設に際する施設整備費を要求予定。

・設置する区に在住する障がい者の対応を基本

相談受付を区民に限定するものではなく、地域の相談支援の拠点としての役割を果たすもの。

区を単位とした関係機関相互の連絡体制強化や地域課題の集約、情報の共有等を目的とした会議の設置を検討。

・1事業所当たりの人員増(最低3名)

人員増に伴い、委託料予算の増額要求予定。

・事業所を地域バランス、利用者の利便性を考慮して配置

相談支援事業所 9箇所 設置予定。

事業所の配置に当たっては、区ごとに人口等の密集状況及び交通アクセス等の利便性を勘案したものとする。

・計画相談支援も行う事業所については、一般的な相談支援の体制確保のため、計画相談支援の実施に

制限を課す。(3名中1名は計画相談支援及び障害児相談支援との兼務を認めない。残り2名はそれぞれ20件まで。)

※別紙「熊本市障がい者相談支援センター運營業務委託仕様」(概要)〈案〉参照(当日配布予定)

相談支援事業の機能強化に向けた取り組み

1 事業所あたりの人員増及び市域全体での人員増を図る

○各区適正事業所数及び
相談支援専門員配置数(予定)
現行:15箇所、実質人員22.5名
⇒ **9箇所 27名**

	現行 事業所 箇所数	人口(人) ※H25.8.1現在	人口当たり 適正事業所数 (対 他都市平均値)	人口当たり 適正人員数 (対 他都市平均値)
中央区	4	185,306	1.9	5.9
東区	2	189,446	2.0	6.1
西区	1	92,813	1.0	3.0
南区	4	124,944	1.3	4.0
北区	4	144,785	1.5	4.6
全市	15	737,294	7.7	23.6



事業所数	人員数
2	6
2	6
1	3
2	6
2	6
9	27

2 区ごとにネットワーク会議を設置し、区内の連携体制の強化を図る

行政や委託相談支援事業所を中心とした、「熊本市〇区障がい福祉ネットワーク会議(仮称)」を設置し、区内の関係する事業所や団体を含めた相互の連絡協力体制の確立や地域の社会資源等の情報共有等を図る。

※別紙資料を配布予定

※「基幹相談支援センター」の設置については引き続き検討する

H27年度からの基幹相談支援センター設置は見送り、望ましい機能強化の体制のあり方について引き続き検討する。

今後のスケジュール等

■今後のスケジュール(予定)

※注意 あくまで現行の予定であるため、前後する場合があります。

<u>平成25年度</u>	平成26年	2月21日	第4回自立支援協議会本会議
<u>平成26年度</u>		5月16日	第1回自立支援協議会本会議（委託要件の考え方説明）
		7月上旬	9月補正予算要求
		8月22日	第2回自立支援協議会本会議（選定評価基準の考え方説明）
		9月下旬	9月議会議決（委託にあたっての関係予算確定）
		10月中	公募開始、公募説明会開催
		10月～11月	募集締め切り
			受託法人決定
		1月頃～	事業準備（契約手続、業務引継ぎ、事業所移設等）
<u>平成27年度</u>	平成27年	4月1日	委託事業開始

※ 注意 ※

※本市が発注する業務委託の契約を行うには、各業者登録名簿に登録された登録業者であることが原則となりますので、「平成25・26年度業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請」を行い、資格審査を経て、応募申請日までに入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。

（通常手続きに1～2ヶ月程度の期間を要します。詳しくは熊本市ホームページを参考にしてください。）

※熊本市ホームページ > 分類から探す > しごと・産業・事業者向け > 入札・契約 > 物品・業務委託等の入札・契約情報
> 熊本市入札・契約(物品・業務委託等)ホームページ